

令和2年（2020年）5月8日  
教 育 委 員 会 資 料  
教育委員会事務局学校教育課

## 教育長の臨時代理による事務処理について

令和2年4月17日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

### 1 案件

学校保健安全法第20条に基づく臨時休業及び臨時休業期間の決定

### 2 決定内容

- ① 学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の決定
- ② 臨時休業期間 令和2年5月7日（木）～令和2年5月8日（金）  
令和2年5月11日（月）～令和2年5月31日（日）

### 3 臨時休業の理由

新型コロナウイルス感染症に対し、インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき緊急事態宣言が延長されたことを受け、児童生徒等の生活圏におけるまん延状況を踏まえ予断を許さない状況と判断するため。